失踪宣告

平成２６年（家）第２２８３号
本籍名古屋市西区菊井１丁目2412番地、最後の住所名古屋市西区菊井１丁目24番19号
不在者　菅沼　智男
昭和16年８月14日生
平成27年４月８日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５３７５号
本籍大阪府八尾市西山本町３丁目63番地、最後の住所大阪府八尾市東山本町８丁目５番37号
不在者　南野　庄三
昭和12年７月11日生
平成27年４月７日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第４６１３号
本籍岡山県瀬戸内市邑久町本庄2911番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　浦野　里子
昭和６年10月28日生
平成27年４月８日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第３号
千葉県市川市国分３―19―20
申立人　橋本　祐一
権利を争う旨の申述の終期　平成27年４月14日
平成27年４月15日　市川簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＨ600331
金額　1,000,000円
支払人　株式会社三井住友銀行本八幡支店
支払地　千葉県市川市八幡２丁目
振出日　平成25年12月２日
振出地　千葉県市川市
振出人　株式会社三井住友銀行本八幡支店　支店長　大和田　彰
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号
広島県福山市新市町大字戸手766番地の１
申立人　株式会社大昌ネーム
代表者代表取締役　藤岡　孝之
権利を争う旨の申述の終期　平成27年４月６日
平成27年４月10日　西宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ104669
金額　437,810円
支払期日　平成26年12月10日
支払地　兵庫県西宮市
支払場所　尼崎信用金庫西宮支店
振出日　平成26年７月31日
振出地　兵庫県西宮市産所町14番11号
振出人　阪国電機株式会社　代表取締役　柿木　正美
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第８号
福岡県京都郡苅田町港町11番地３
申立人　塩塚建設株式会社
代表者代表取締役　塩塚　浩靖
権利を争う旨の申述の終期　平成27年４月10日
平成27年４月14日　行橋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＬ20164
金額　760,000円
支払期日　平成26年11月20日
支払地　福岡県京都郡苅田町
支払場所　株式会社福岡銀行苅田支店
振出日　平成26年８月８日
振出地　福岡県京都郡苅田町
振出人　村上海事株式会社　代表取締役　村上　玄幸
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１２０号
相模原市南区相南１丁目２番45号
債務者　株式会社キノシタホーム
代表者代表取締役　木下燈代一
１　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　寛之
４　破産債権の届出期間　平成27年５月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午後４時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１８号
相模原市南区相模台１丁目14番20号オリエントファミリア203号
債務者　株式会社ｒｕｔｏ91
代表者代表取締役　結城　直子
１　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松坂　大輔
４　破産債権の届出期間　平成27年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後２時15分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４号
福島県伊達郡川俣町鶴沢字学校前７番地の１
債務者　株式会社ヤマキュー
代表者代表取締役　岡本　久雄
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
４　破産債権の届出期間　平成27年５月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後３時
福島地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１６号
大分県中津市本耶馬渓町東谷238番地
債務者　立木　誠
１　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神本　博志
４　破産債権の届出期間　平成27年５月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月15日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
新潟県三条市須戸新田139番地１
債務者　森山　聡
１　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古島　実
４　破産債権の届出期間　平成27年５月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３５号
福島県郡山市富久山町八山田字東平作10番地の126
債務者　岡本　久雄
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
４　破産債権の届出期間　平成27年５月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後３時10分
６　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３６号
福島県郡山市富久山町八山田字東平作10番地の126
債務者　岡本　幸子
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
４　破産債権の届出期間　平成27年５月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月16日午後３時10分
６　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福島地方裁判所